



祝 辞

鹿児島地方法務局長 山本 芳郎

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成28年度定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業法人登記、供託手続等、登記制度の充実・発展に、そして法務行政の円滑な推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、司法書士制度は、140年を超える長い歴史を有しており、司法書士の皆様の、国民の権利擁護に対する崇高な理念とたゆまぬ御努力によりまして、充実・発展を遂げられ、国民から高い評価と信頼を得ておられます。

また、貴会におかれましても、会長を始め、役員の皆様の熱意と、会員の皆様の一丸となった献身的な御尽力により、ますますの御発展を続けられているところであり、深く敬意を表する次第です。

先ほど、多年にわたり司法書士の業務に精励された皆様に対し、日本司法書士会連合会会長、九州ブロック司法書士会協議会会長、鹿児島県司法書士会会長から表彰がされ、また、福岡法務局長及び当職から、多年にわたり業務に精励され、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰をさせていただきました。

受賞されました方々のこれまでの御功績に対し、敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意の上、ますます御活躍されますことを祈念いたします。

ところで、本年4月14日及び16日に、熊本地方を震源とする震度7の地震が発生し、その後も1,500回を超える余震が断続的に発生しています。家屋の倒壊や過酷な避難生活による疲労等で多くの尊い命が失われ、今なお多くの方々が余震に耐えながらの避難生活を余儀なくされています。被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

本日は、せっかくの機会でありますので、登記行政を取り巻く若干の情勢について御紹介とお願いをさせていただきたいと存じます。

第1は、相続登記の促進についてです。

長期間にわたり相続登記がされないため、不動産等の所有者の所在の把握が困難となる所有者不明問題は、公共事業等における迅速な用地取得などに支障が生じ、東日本大震災復興事業に関

連して、国会で取り上げられ、また、マスコミ報道されるなど大きな社会問題となっています。空き屋、空き地問題とともに社会的な関心を集めていることは、御案内のとおりです。

登記は対抗要件であり、私的自治の観点から、登記を義務付けたり、強制したりすることは難しいと考えられますが、公示の観点からは、速やかに相続登記がされることが望ましく、法務省及び当局は、ホームページに「未来につなぐ相続登記」と題して、相続登記を行うことの意味や放置した場合のデメリット等について理解が進むよう広報し、相続登記の促進を図っています。

この問題については、貴会とも連携して取り組む課題と考えており、その一つとして、本年7月24日には、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と共催で「空き家、空き地問題を含めた相続登記に関する相談所」の開設を予定していますので、御協力をお願いします。

第2は、オンライン申請の利用促進についてです。

法務省は、国民の利便性向上及び業務の効率化等を図る観点から、オンライン申請の利用促進に取り組んでいます。

平成26年4月、政府は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」を決定し、この中で登記関係の手続については、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むべきこととされたほか、昨年10月に法務省が策定した「法務省改善取組計画」においては、平成28年度までに、オンライン手続の利用率を69パーセントとする非常に高い新たな目標が示されたところであります。

会員の皆様は、オンライン登記申請に御協力いただいていることに対しまして、感謝申し上げますとともに、オンライン申請の利用促進の取組に、なお一層の御協力をお願いします。

第3は、商業・法人登記事務の取扱い変更についてです。

不動産登記令の一部を改正する政令及び不動産登記規則等の一部を改正する省令が、昨年11月2日に施行され、不動産登記の申請人が、「会社法人等番号」を有する法人であるときは、提供すべき添付情報が、当該法人の代表者の資格を証する情報から、当該法人の「会社法人等番号」に変更されました。このことにより、法人登記の迅速な処理完了がなお一層求められることになりましたので、御協力をお願いします。

また、近時、株主総会議事録を偽造して役員になりすまし役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行った上で、会社の財産を処分するなど、商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為が後を絶たないことから、会社に対し、登記すべき事項につき、株主総会の決議を要する際に決議の帰趨を左右し得る主要株主のリストの提出を求める商業登記規則の改正が、近く予定されていますので、規則改正後の登記申請に当たっては、この点、遺漏のないよう、規則改正の内容に十分御留意願います。

第4は、「固定資産評価額情報に関する運用等」についてです。

当局管内登記所における「固定資産評価額情報」の取扱いは、市町村からの通知の有無等について相違があることから、登記所ごとにその取扱いを定めておりますが、個人情報の管理の徹底

や事務の効率化といった観点から、本年6月1日以降、管内全ての登記所において、不動産登記に係る不動産の価格を定めるため、資格者代理人を含む登記申請人から、原則として、「固定資産税納税通知書、固定資産評価証明書、名寄せ帳等証明書」などの土地・建物の評価証明情報の原本又はその写しの提出協力を求めることとしています。

会員の皆様には、この運用に御理解と御協力を御願います。

第5は、「全国一斉！法務局休日相談所」の開設についてです。

昨年は、10月4日（日）に鹿児島県内3か所において「全国一斉！法務局休日相談所」を開設したところ、会員の皆様に相談員として御協力いただきました。お陰様で、相談に来られた多くの方々から好評を得ることができました。このことは鹿児島県司法書士会及び会員の皆様の御支援と御協力の賜物であり、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

なお、本年は、10月2日（日）の開設を予定していますので、引き続き御協力をお願いします。

以上のように、登記行政を取り巻く情勢は、時代の要請とともに、目まぐるしく変動し、多様化しています。登記制度が、私法秩序の基盤としての役割を十分に果たすとともに、取引社会のニーズに的確に応え、信頼される制度としてこれからも発展していくためには、会員の皆様の御理解と御協力が必要です。この点、よろしく願いする次第です。

最後になりましたが、司法書士制度に対する国民の高い評価は、これまでの貴会と会員の皆様、そして皆様の先輩の御努力によって築かれたものですが、これはひとえに、司法書士の皆様が司法書士法等を遵守し、誠実に、司法書士業務に精励してこられた結果であると思います。今後とも、司法書士としての職責と社会的使命を果たされ、司法書士制度の更なる発展に努めていただきますよう、お願いします。

結びに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍、御健勝を祈念申し上げます。祝辞といたします。

平成28年5月28日



式 辞

鹿児島県司法書士会会長 上前田 和 英

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成28年度の定時総会式典を執り行うにあたり、会長として、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、公私ともご多忙にも関わらず、ご臨席を賜りました、鹿児島地方法務局長 山本芳郎様をはじめ、関係機関・関連団体の代表者・役員であるご来賓各位におかれましては、平素より当会並びに当会の会員に対しまして、温かいご指導ご鞭撻を賜っております事、心より感謝申し上げます。

本定時総会式典におきまして、「福岡法務局長・鹿児島地方法務局長」から表彰がなされます。また、「日本司法書士会連合会会長」「九州ブロック司法書士会協議会会長」及び「当職」からも表彰をさせていただきます。

それぞれの表彰を受けられる会員は、司法書士として永きにわたり業務に精励され、地域や当会の事業参加を通し、貢献を続けてこられた方々です。

受賞者各位の御努力と、御功績に対し深く敬意を表しますと共に、心からのお慶びを申し上げます。今後とも健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はせっかくの機会ですので、ご来賓の皆様方に、鹿児島県司法書士会の現状を若干ご披露申し上げます。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員308名・法人会員5事務所となっております。昨年の同時期より10名の減少となっております。

次に、当会の主な事業活動の一部をご紹介します。

まず、相談事業部における事業の一環として、鹿児島市において毎月第2・第3土曜日に面談による「定期無料相談会」毎週月曜日と水曜日に電話による「定期無料相談会」を実施し、大隅地区では志布志市において毎月第1・第3火曜日に面談による「定期無料相談会」、南大隅町では毎週月曜日と木曜日に面談による「定期無料相談会」を実施し、甕島において、毎月一回面談による「定期無料相談会」を実施するとともに、離島を中心に「巡回無料相談会」を実施しております。

また、各種相談会・研修会等への講師・相談員の派遣事業にも積極的に取り組んでいるところです。

続きまして、制度広報・社会貢献の一環として、「高校生のための消費者教育教室」を平成9年度より継続開催しており、昨年度は県内28校で延べ人数3,842名の高校生を対象に、消費者教育入門講座を実施しております。

また、4年目になりますが「小学生のための法律教室」を紙芝居等を利用した形式で開催し、昨年度は県内3校で延べ7クラスの児童を対象に実施しております。

このように、市民・行政・地域からの「司法書士の社会資源」としての役割に対する期待は非常に大きく、当会として、今後もこれらに十分に対応し得べく努力していく所存であります。

それでは、先程総会において承認されました、当会の平成28年度の事業計画の骨子をご説明申し上げます、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

本年度は、次の6つの重点項目を掲げました。

第1は「司法書士業務の執務水準の向上と変遷への対応」です。

不動産登記・商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信・当会ホームページの会員専用ページを活用することにより、タイムリーかつ確かな情報提供を行ってまいります。

裁判業務分野においては、一般民事事件・家事事件についての受託推進に向けての方策の検討を重ねて行き、会員が積極的に事件を受託できるように研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指し、会員への情報提供を行ってまいります。

また、成年後見業務を含んだ財産管理業務分野においては、その業務の前提となる理論のほか、業務の範囲についての研修会の開催、会員への情報提供を行ってまいります。

第2は「司法書士業務の執務規範の確立」です。

司法書士業務における執務規範の確立及びその徹底が、司法書士制度に対する国民の信頼の礎であり、司法書士倫理に関する研修会等において繰り返し会員にその周知を図ってまいります。

第3は「制度広報の充実」です。

先程、制度広報事業の一環としてご紹介しました、「小学生のための法律教室」においては、昨年度実施した教室がMBCのニュースで放映され、また毎年開催しております「法の日無料法律・登記・税務相談」の告知がMBCのホームページに掲載され、この上ない制度広報であったと思われま。

今年度も「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」等を積極的に実施す

るとともに、全面リニューアルしたホームページを活用し、制度広報の充実を図っていきます。

第4は「社会貢献活動」です。

司法書士に寄せられる様々な市民の期待を自覚し、司法書士総合相談センターの運営や各種相談会の開催、並びに「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」を開催していくとともに、公益的な団体からの講師派遣要請にも積極的に対応していきます。

また、空き家・所有者不明土地問題・消費者問題・経済的困窮者の法的支援において、行政機関や関連団体との連携を図るとともに、会員に対する啓発や情報提供を行っていきます。

第5は「司法過疎対策」です。

当会は、全国的に見ても多くの離島等を抱えておりますので、司法書士が司法過疎地域におけるリーガルサービスの担い手として十分にその役割を果たし得るよう、司法過疎地域での開業支援や相談センターの運営・巡回相談会の実施を積極的に行っていきます。

第6は「司法書士制度等への対応」です。

その中で司法書士法改正について、連合会より示された今後の流れとしまして、優先事項として次の4つの項目①「使命規定の新設」②「懲戒制度の改正」③「相談業務の明確化」④「周旋禁止規定の新設」の改正を目指していくとのことでもあります。

また、どのような状況においても、司法書士法の改正を実現するためには、それを裏付ける実績が必要であり、何よりも私たち司法書士個々の日々の真摯な業務姿勢が、司法書士法改正に繋がるものと信じております。

以上が、平成28年度の重点項目の骨子になります。

私は、鹿児島県司法書士会の会員一同と共に、司法書士としての使命を自覚し、国民の権利擁護に寄与するため、不断の努力を続けて行く所存であります。

最後に、本日ご臨席のご来賓各位におかれましては、今後とも当会並びに当会会員に対するご指導ご鞭撻の程重ねてお願い申し上げ、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞とさせていただきます、

平成28年5月28日

鹿児島県司法書士会平成28年度定時総会議事録

日 時：平成28年5月28日（土）午前10時から午後4時15分まで
場 所：ホテル・レクストン鹿児島（鹿児島市山之口町4番20号）
総会組織員総数：72名
出席組織員数：72名（内、委任状出席3名）
欠席・未着：0名（欠席：0名、未着：0名）

喜山修三副会長から開会宣言があり、物故者黙祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、加藤久佳理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を執行部に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は鹿児島支部佐保周平代議員を議長に指名した。



議長は、挨拶のあと、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き議長は、総会会議規約第10条第1項により霧島支部松蘭圭支部長を副議長に指名した。続いて議長は、会則第48条及び総会会議規約第18条により、鹿児島支部坂本秀一朗代議員と鹿児島支部福嶋哲平代議員を議事録署名人に指名した。

次に議長から議事運営に関して次のように説明があった。

- ① 質疑・討論については指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載し、受付箱に提出することとし、その締め切りは原則として午後1時30分までとする。それ以降の質疑も時間の許す限り受け付ける。議案ごとに質疑を優先し、質疑を締め切った後に討論を行い、その後採決を行う。
- ② 議案及び動議の提出については、総会会議規約第19条以降の定めにより行う。

続いて議長は、会期及び議事日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については平成28年5月28日午前10時18分から午後4時までとし、議事日程は総会資料（47頁）のとおりとし、日程第4報告第1号から日程第15議案第11号までとし、報告第1号、議案第1号から11号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、議案ごとに採決を行いたい旨提案した。

ここで、熊毛支部中久保正晃代議員から議事進行動議が発議された。

議長は総会会議規約第22条第2項により議事進行動議に対する5名以上の支持者を求め、発議の要件が認められたため、発議者に議事進行動議の内容について説明を求めた。

続いて、上前田会長から発議者に対し、議案第3号を3つに分割した場合のそれぞれの施行期日の取扱いにつき質疑があった。

当該質疑に対する回答を踏まえた発議の内容は以下のとおりである。

議案第3号を次のとおり分割し、採決すること及びそれぞれの議案につき施行期日を認可の日からとする附則を設けること。

- 議案第3号の1 業務賠償責任保険に関連する会則一部（会則第18条第3項、第86条の2、第86条の4から8まで）改正の件
- 議案第3号の2 預り金の取扱いに関する会則一部（会則第98条の2第3項）改正の件
- 議案第3号の3 総会を司法書士会員全員による総会とすること及び役員を選任方法等に関連して必要となる会則一部（会則第16条第2項、第28条、第40条、第41条第2項、第42条第1項、第44条から第46条まで、第48条第2項、第49条から第52条まで、第53条第12項、第78条第4号、第80条第1項、第82条第2項、第122条第2項）改正の件



続いて、議長は議事日程につき発議者提案のとおり承認することを求めたところ、全員異議なく賛成した。したがって、本議事進行動議について発議者提案のとおり可決承認された。

よって、執行部提案の日程第7議案第3号を、発議者提案のとおり議案第3号の1、議案第3号の2、議案第3号の3に分割してそれぞれ採決することとした。ただし、執行部への説明は一括して求めることとした。

【議案提案】

日程第4、第5、第6

- 報告第1号 平成27年度事業報告
- 議案第2号 平成27年度一般会計収入支出決算承認の件
- 議案第3号 平成27年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案を求めた。

まず、執行部から平成27年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

要望（鹿児島支部 佐藤通弘代議員）

総会資料は既に手元にあるため、簡潔に報告していただきたい。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

これを受けて、宮脇伸舟監事から、監査の結果、計算書類は適正に作成されており、収入支出の状況及び財産の状況を正しく示しているものと認められる旨、報告があった。



日程第7

議案第3号の1 業務賠償責任保険に関連する会則一部改正の件

議案第3号の2 預り金の取扱いに関する会則一部改正の件

議案第3号の3 総会を司法書士会員全員による総会とすること及び役員を選任方法等に関連して必要となる会則一部改正の件

議長は、執行部に一括して提案を求めた。

喜山副会長

現在の代議員制は5名の会員の代表として出席するため、代議員でない会員は総会で意見を述べる機会がない。このように総会に出席して意見を述べる機会がないことが会への帰属意識や司法書士制度に対する意識の低下につながっていると思われる。そこで、全司法書士会員の意思を反映させ、全司法書士に議決権を保障するため全員参加制による総会への改正を求める。

また、業務賠償責任保険については、現在一つしか選択肢がないが、これを三つの契約を選択できることとしたい。

続いて、鹿児島県司法書士会会則新旧対照表に基づき、改正箇所についての説明が一括して詳細になされた。

日程第8

議案第4号 鹿児島県司法書士会役員等選任規約一部改正の件

議長は、執行部に提案を求めた。

喜山副会長

本会の会長及び監事以外の役員は、現在選考委員会の選考によって選任されているが、全司法書士会員の意思を役員を選任に反映させるために、すべての役員を選挙により選任するための改正を求める。

続いて、鹿児島県司法書士会役員等選任規約新旧対



照表に基づき、改正箇所についての説明が詳細になされた。

日程第9

議案第5号 鹿児島県司法書士会総会会議規約一部改正の件

議長は、執行部に提案を求めた。



喜山副会長

代議員制から全員参加制による総会へ移行するのに伴い、改正を求める。

また、全員参加制による総会を円滑に進めるために、必要に応じて議事運営委員会を設置したい。

続いて、鹿児島県司法書士会総会会議規約新旧対照表に基づき、改正箇所についての説明が詳細になされた。

日程第10

議案第6号 鹿児島県司法書士会支部交付金規約一部改正の件

議長は、執行部に提案を求めた。

経理部 宮内理事

代議員制から全員参加制による総会へ移行するのに伴い、離島に事務所を有する会員の地理的事情による経済的負担を軽減することを理由とする。

続いて、鹿児島県司法書士会支部交付金規約新旧対照表に基づき、改正箇所についての説明が詳細になされた。

日程第11

議案第7号 鹿児島県司法書士会預り金の取扱いに関する規約制定の件

議長は、執行部に提案を求めた。

執行部から、鹿児島県司法書士会預り金の取扱いに関する「規則」を廃止し、「規約」を制定することについての説明が詳細になされた。

(午前11時35分休会、午前11時45分再開)



日程第12

議案第8号 平成28年度事業計画決定の件

議長は、執行部に提案を求めた。

執行部は、まず平成28年度事業計画の基本姿勢を述べた後、各事業部の具体的事業計画を提案した。



日程第13、日程第14

議案第9号 平成28年度一般会計収入支出予算決定の件

議案第10号 平成28年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案を求めた。

執行部は、平成28年度一般会計収入支出予算及び平成28年度調停センター特別会計収入支出予算について総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

日程第15

議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、執行部に提案を求めた。

執行部は、名誉会長推戴承認の件につき総会資料に基づき説明を行った。

(休会午後1時から再開)

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【採決】

議長は、全ての討論が終了したことを報告し、引き続き議案ごとの採決に入る旨宣言した。議長は執行部に対し改めて出席状況の報告を求め、執行部から、総会組織員72名中72名出席（うち委任状出席3名）している旨、報告がなされた。なお、議案第3号の1、3号の2及び3号の3は特別決議を要するため、会則第46条により総会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決し、その他の決議は、会則第44条第1項により出席した総会の組織員の議決権の過半数

で議決すると説明した。

日程第5 議案第1号 平成27年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行部提案通り可決承認された。

日程第6 議案第2号 平成27年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行部提案通り可決承認された。

議長は、午後4時15分まで会期延長の承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。

議長は、議案第3号の1、3号の2及び3号の3については特別決議を要する旨を説明し、議場閉鎖を求めた。議長は執行部に対し改めて出席状況の報告を求め、執行部から、総会組織員72名中72名出席（うち委任状出席3名）している旨、報告がなされた。

日程第7 議案第3号の1 業務賠償責任保険に関連する会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行部提案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号の2 預り金の取扱いに関する会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は執行部提案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号の3 総会を司法書士会員全員による総会とすること及び役員の選任方法等に関連して必要となる会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、熊毛支部中久保正晃代議員よりこの件について、継続審議を求める議事進行動議が出された。議長は、総会規約第22条第2項及び第49条第4項により、議事進行動議を認めるにあたって5名以上の支持者を募ったところ、5名以上の支持者が起立したため発議要件を満たした。議長は、発議者に対して、改めて議事進行動議の内容について説明を求めた。熊毛支部中久保正晃代議員は、以下のとおり発議理由の説明を行った。

- ① 会則改正のために、具体的な内容を会員全員に周知されていない。
- ② 会員の意思が反映されていない。

上記の理由から、内容についてもっと検討するため継続審議とし採決しないことを求める。

議長は、議案第3号の3について継続審議を求める議案について承認を求めたところ、賛成少数と認めた。したがって、議事進行動議については否決されたことを報告した。したがって、議案第3号の3について、改めて承認を求めたところ、異議が出たため、採決を行った。執行部提案に対して賛成する会員に対して起立を求めたところ、72名中57名の賛成が得られ、本議案は執行部提案通り可決承認された。

議長は、議場閉鎖を解除するよう求めた。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会役員等選任規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会総会会議規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会支部交付金規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会預り金の取扱いに関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第12 議案第8号 平成28年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第13 議案第9号 平成28年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第14 議案第10号 平成28年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第15 議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

以上をもって本総会の議事日程は全て終了し、議長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成28年 5月28日

鹿児島県司法書士会定時総会

議長 佐 俣 周 平 ㊟

議事録署名人 坂 本 秀 一 朗 ㊟

議事録署名人 福 嶋 哲 平 ㊟



平成28年度事業計画

第1 総論

一昨年度、不祥事が多発したことに加え、昨年度一新された日司連執行部において、司法書士法改正に向けての方向性が転換されたことにより、司法書士法改正への道が一層不透明感を増し、未だ景気低迷から抜け出せない地方経済にあつて、登記事件をはじめとした受託事件数の減少等による日々の執務への不安など、司法書士制度の存続が憂慮される事態となっている。

一方で、法律専門職である司法書士に対して、空き家・所有者不明土地問題、成年後見業務、財産管理業務、災害時における市民救援の分野などへの期待が大きく、その職能を発揮することが求められている。

複雑化、多様化した社会において、これらの新しい法的需要に対し、柔軟かつ的確な対応を行っていくために、日々の執務の向上に努めることはもちろんのこと、司法書士としての社会的使命と職責の確認、執務規範の確立が重要である。

そして、司法書士制度を市民の権利擁護に資するより確かな制度とするためには、期待されている役割を十分に果たすことが重要であるということを念頭に、会員と危機感を共有し、以下の重点課題に取り組む。

1. 司法書士業務の執務水準の向上と変遷への対応

裁判業務分野においては、積極的に事件を受託できるよう研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指す。なお、一般民事事件の分野では、簡易裁判所での代理人就任事件の受託推進に向けて方策の検討を重ねていく。家事事件の分野については、離婚調停事件、遺産分割調停事件などの事件についても会員が十分に当事者支援を行うことができるよう、執務水準の向上を目指していく。また、鹿児島簡易裁判所との協議会についても、本年度も実施する方向で調整を図る。

不動産登記、商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信、当会ホームページの会員専用ページを活用することによりタイムリーかつ的確な情報提供を行う。また、登記制度の理論や法改正情報を詳解した研修会等を開催することで執務水準の向上を図る。

財産管理業務分野については、その業務の前提となる理論のほか、業務の範囲についての研修会の開催や情報提供を行っていく。

2. 司法書士業務の執務規範の確立

近年、財産管理業務分野において横領等の不祥事が発生していることから、昨年度に引き続き、執務規範の確立とその徹底のため、研修会の開催はもちろんのこと、不祥事の抑止のために実効的な方法を検討し、実施していく。また、研修の未履修が著しい会員に対する指導を行う。

3. 制度広報の充実

リニューアルしたホームページを活用し、司法書士制度及び当会の活動に対する市民の理解を

深めてもらうため、相談会等の事業や当会が行っている社会貢献活動を積極的に広報していく。また、行政機関・報道機関を通じた事業告知を積極的に行っていく。

4. 社会貢献活動

司法書士に寄せられる様々な市民の期待を自覚し、本年度も社会貢献活動を積極的に行っていく。具体的には、昨年度に引き続いて、司法書士総合相談センターの運営や各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催などを行っていくとともに、公益的な団体からの講師派遣要請にも対応していく。また、空き家・所有者不明土地問題、消費者問題、経済的困窮者の法的支援において、行政機関や関連団体との連携を図るとともに、会員に対する啓発や情報提供を行う。

5. 司法過疎対策

司法書士は、全国津々浦々にあまねく存在し、市民に寄り添う「身近な暮らしの法律家」としての存在意義を有しているが、会員の都市部への偏在化が進み、地域によっては、リーガルサービスを十分に提供できないという問題が顕在化している。そこで、司法書士が地域におけるリーガルサービスの担い手として十分にその役割を果たし得るよう、司法書士法律相談センターの運営や巡回相談会の開催等を行っていく。また、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び甕島における定例相談会を開催していく。

6. 司法書士制度等への対応

司法書士制度の現状と課題や司法書士法改正に関する動向について会員の関心を喚起するため、積極的に情報提供を行う。また、司法書士制度の充実発展には、会員の帰属意識は欠かせないため、本会事業・運営への積極的参加を促す。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受、発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項

- | |
|---|
| (11) 業務賠償責任保険に関する事項及び会業務賠償責任保険
(12) その他他の部の所掌に属さない事項 |
|---|

【主な事業】

(1) 綱紀問題・執務指導

懲戒申し立てと苦情総数は増加している。傾向として、職務上請求書の使用に関する問い合わせや、執務における依頼者や関係者への対応に対する苦情・懲戒申し立てが増えている。昨年度末から、綱紀調査委員全員が事案に対応中であるので、現状の委員数を維持し事案に対し速やかに対応していく。

(2) 非司法書士問題への対応

法務局からの調査委嘱に対しては、支部と協力して対応していく。
非司行為に関しては、非司排除委員会を活用しながら厳正に対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

紛議調停制度を説明して、苦情処理の窓口としてその利用を促す。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

関連諸団体とともに相互の維持発展に努める。
鹿児島専門士業団体協議会主催による無料相談会は、順調に定例化が図られており、本会としては引き続き相談員の派遣を行う。
また、一般社団法人公共嘱託登記司法書士協会、日本司法支援センター鹿児島事務所、株式会社司調センターへの人員派遣を継続し、関係強化に努める。

(5) 執務のIT化への対応

電子メールの利用を主体とした情報伝達体制の強化と、リニューアルしたホームページを利用した情報の蓄積及び活用をめざして各事業部と協力する。

(6) 会則等改正の検討

市民からの苦情処理に関する規程に関する検討を続ける。また、日本司法書士会連合会の会費減免に関する規程等の見直しの動向を注視しつつ、当会の規程に関しても改正への検討を行う。

(7) その他

全員参加制による総会の円滑な運営の準備を行う。
業務賠償保険の任意部分の加入を引き続き薦める。
会員名簿を発行する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成28年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

(3) その他

監査報告をうけ、会費値上げの要否を検討する。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会（法案成立後に活動予定）
- 第5部会 経済的困窮者支援研究部会
- 第6部会 財産管理業務研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センター運営

ADR委員会を調停センターの運営をサポートする機関として機能させていく。こうした組織強化並びに会員、関係団体に対するリーフレットなどを利用した周知活動及び無料キャンペーンの実施などの広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。

また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成及び養成研修の講師育成の充実を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。

また、鹿児島簡易裁判所との協議会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、活動規模・活動方法・講師養成についても検討し、円滑な法律教室の開催ができる体制を構築していく。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 司調センター（鹿児島市）における固定相談会
 - 毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
 - 毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所と共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。

イ) 志布志市役所 本所本館

毎月第1火曜日 午後1時～午後3時

ロ) 志布志市役所 志布志支所

毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

③ 巡回相談会

司法過疎地域での司法アクセス確保のために数回実施する。

④ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島県専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等の実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営

毎週月・木曜日 午前10時～午後3時（面談）

7月より

毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）

② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）

甕島での定例相談会を毎月1回定期的に行う。

毎月第4土曜日 午前11時～午後3時

偶数月 里支所 奇数月 長浜コミュニティーセンター

③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 日本司法支援センター（法テラス）への参画・他機関との情報交換

① 法テラス鹿児島地方事務所の運営に参画する。（窓口対応専門職員の派遣）

毎週水曜日 午前9時30分～午後3時30分

② 消費生活センターとの情報交換会

消費者保護のために鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い，相互に連携し協力体制を築く。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士の業務及び当会の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、充実した会報を年2回発行する。

② ホームページの管理及び充実

リニューアルしたホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等イベントのタイムリーな情報提供を行う。また、会員専用ページ内の通達等のデータベース及びソフト・書式等コンテンツを一層充実させ、業務相談室の活用により会員専用ページの利用促進を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

また、報道機関向けに、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、日頃の司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや当会事業への取材依頼を行っていく。

そのほか、各種団体からの講師派遣依頼にも、積極的に対応する。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。また、派遣講師の選定においては各支部の協力を得ているが、選定が困難な場合に積極的に支援していく。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座での講義を通して、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 全体研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会

② 業務研修会

業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

③ 年次制研修会

日司連の「研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

④ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

⑤ 入会5年以内会員向け研修会

新規入会者を対象に、実務上戸惑いがちな業務上の知識にポイントを絞り行う研修会

⑥ 新人研修会

新規登録(予定)者に、司法書士会の制度や社会人としてのルールを習得し、司法書士制度の維持に寄与することを目的とする研修会

⑦ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録予定者を対象に実務を習得させることを目的とする研修(受講者は新規登録予定者の内、希望者のみ)

⑧ 補助者研修会

司法書士を支える補助者の職責や実務上の知識、執務姿勢の習得を目的とする研修会

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員のニーズに応えられるよう、時宜に適ったテーマ・講師による研修会を企画する。

ゆとりある研修会場の確保のために、会場情報の集約や準備手順のマニュアル化を検討する。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック会及び他の単位会等が主催する研修会に関する情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連 e ラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

履修単位の管理を行い、単位不足者に対する通知等で啓発を行う。

その他、研修参加の促進を図る対策を検討する。

研修会名	平成28年度予定	平成27年度実績
全体研修会	2回	2回
業務研修会	3回	3回
年次制研修会	3回（大島支部開催あり）	2回（大島支部開催なし）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会	※1回	0回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	8名

※ 補助者研修会は、隔年で実施する。

平成28年度研修会予定

研修会名	開催予定日
第1回全体研修会	平成28年 7月16日（土）
第1回業務研修会	平成28年 9月 3日（土）
第2回全体研修会	平成28年10月15日（土）
入会5年以内会員向け研修会	平成29年 1月 予定
第2回業務研修会	平成29年 2月 予定
第3回業務研修会	平成29年 3月 予定
補助者研修会	平成29年 3月 予定
年次制研修会（年3回）	日程未定

※ 具体的なテーマ、講師については未定である。